

**愛媛県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

**入 所 指 針**

**愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課**

**愛媛県老人福祉施設協議会**

## 愛媛県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所指針

### 1 目的

この指針は、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第64号）第12条第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に当たり、必要性が高い者の優先的な入所を行うため、入所の基準を明確化し、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る検討を行うために、合議制の委員会又は会議（以下「検討委員会」という。）を設置するものとする。
- (2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員及び施設職員以外の第三者等で構成する。
- (3) 検討委員会は、施設長が召集し、定期的（少なくとも3か月に1回程度）に開催するものとする。
- (4) 検討委員会は、入所希望者名簿（以下「希望者名簿」という。）を調整するとともに、これに基づいて入所の優先順位の検討を行う。
- (5) 検討委員会は、審議の内容（3（2）ウ（イ）及び（ウ）の保険者市町村の意見を含む。）を議事録として、2年間保管しなければならない。

### 3 入所判定対象者の選定について

入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から5までの要介護者及び居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。

このうち、要介護1又は2の方の入所申込みまでの手続きについては、以下のとおりとすること。

#### (1) 特例入所の対象者について

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状若しくは行動又は意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障がい、精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状若しくは行動又は意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全及び安心の確保が困難であること。

エ 単身世帯、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(2) 要介護1又は2の方の入所申込みの手続きについて

要介護1又は2の方の入所申込みについては、以下のとおりとする。

ア 施設は、入所申込みの書類に特例入所の要件を具体的に記載した上で、その内容を申込者側に丁寧に説明し、別紙を参考として申込者側に特例入所の要件への該当に関する申込者側の考えを記載してもらうこと。

イ 申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこと。

なお、特例入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねること。

ウ 入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。

なお、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではないこと。

(7) 特例入所の要件に該当する旨の入所申込みを受けた場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。

(イ) (7)の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援等の提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容等も踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。

(ウ) 2の入所検討委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましいこと。

なお、被虐待高齢者等の緊急的な保護等の理由により、老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所（同法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）の場合にあつては、この手続きによらず、入所することが可能であること。

#### 4 入所希望者順位決定基準

##### (1) 希望者名簿の作成

ア 施設は、入所希望者全員について、施設所定の申込書に別表1の「入所申込者第一次判定基準」（以下「第一次判定基準」という。）該当調査票と被保険者証の写しの提出を受け、その結果を別表1の「第一次判定基準」により点数化し、入所の優先順位についてのグループ分けを行う。

イ 次に、上記の作業で分けられた上位グループ者について、別表2の「入所申込者第二次判定基準」（以下「第二次判定基準」という。）を参考例として、詳細に入所希望者の状況を調査し、入所順位の検討を行う。

ウ 上記ア及びイでの評価によって、上位の者から希望者名簿に登載する。

エ 別表1による上位グループの人数については、施設の入所希望者数により各施設で決定する。

オ 入所希望者数の少ない施設においては、第一次判定と第二次判定を同時に行うことが望ましい。

##### (2) 希望者名簿の調整

ア 希望者名簿は、検討委員会の開催に合わせてその都度調整する。

イ 検討委員会において、入所希望者の性別や居室の状況等を考慮の上、入所順位を変更することが適当と認められる場合は、入所順位を変更することができる。

#### 5 特別な事由による入所

(1) 次に掲げる場合については、検討委員会の検討を行うことなく入所を決定することができる。

ア 措置入所

イ 長期入院で契約解除した入所者の再受入れ

入所者が3か月を超える入院により、一旦契約解除となった場合であって、以前の入所理由が解消されておらず、入所の必要性が認められるとき

ウ 緊急を要する場合

(7) 災害や事件・事故等により検討委員会を召集する余裕がないとき

(4) その他特段の緊急性が認められるとき

(2) 前項の規定に基づき入所決定を行った場合は、直近に開催する検討委員会に報告するものとする。

#### 6 辞退者の取扱い

(1) 入所の意思を確認したにも関わらず、申込者の都合により、辞退があった場合は、入所希望者順位を繰り下げることができる。

(2) 前項の規定に基づいて入所希望者順位を繰り下げた後、再度辞退があった場合については、施設は当該申込者を希望者名簿から削除することができる。

#### 7 入所基準の公表

各施設は、当指針を参考に市町村と協議して入所基準を作成し、その内容を公表するとともに、入所希望者に対してその内容を説明するものとする。

#### 8 附 則

この指針は、平成15年3月12日から施行する。

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

この指針は、平成29年3月29日から施行する。